

令和8年度

もみじ台地域における新たな移動手段導入可能性検討業務

業務仕様概要

令和8年6月

まちづくり政策局都市計画部

令和8年度もみじ台地域における新たな移動手段導入可能性検討業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度もみじ台地域における新たな移動手段導入可能性検討業務

2 一般事項

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する上記1に示す業務の委託に適用する。
- (2) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3) 受託者は契約後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- (4) 成果品及び本業務において作成したイラスト、写真等(以下「成果品等」という。)の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、委託者に帰属するものとする。また、成果品等に関する著作者人格権は行使できないものとする。
- (5) 業務遂行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- (6) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理する。
- (7) 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等についてただちに返還するものとする。
- (8) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (9) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (10) 個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守すること。
- (11) 委託者は、不可抗力(感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう。)により、業務を遂行することが困難になったときは、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- (12) この仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえ行うこととし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

3 業務の背景と目的

もみじ台地域は、高度経済成長期の急激な人口増加に対応するため、約50年前に札幌市が開発した住宅団地であり、調和のとれたゆとりある良好な住環境が形成されてきた。しかし近年、人口減少・少子高齢化によるもみじ台地域内の近隣センター(概ね各小学校区に配置された商業機能)の衰退や、地域交流拠点新さっぽろへの都市機能の集積による購買行動の多様化など社会情勢の変化が進んだほか、一部バス路線の廃止や減便があり、地域内の回遊や交通結節点への移動といった日常生活を支える移動手段の確保が課題となっている。

札幌市では、当地域が抱える課題に対応するため、将来的な土地利用の再編を見据えた今後のまちづくりの方向性を示す「もみじ台地域まちづくり指針」を令和6年3月に策定し、「地域の移動を支える交通網の維持などによる交通利便性の確保」を取組の方向性として掲げている。あわせて、令和6年度から令和7年度にかけては将来的な土地利用の方向性等を具体化する「(仮称)もみじ台地域土地利用再編方針」の検討を進めており、令和8年度中の策定を目指している。

令和8年度は、これらの背景と過年度の検討結果を踏まえ、取組の方向性の具体化に向けて、周辺地域が担っている都市機能へのアクセス性・移動ニーズを把握する必要がある。そのためには、

既存の公共交通のみならず、自家用車、徒歩のほか、地域内に存在するデイサービスや習い事の送迎といった既存の非公共モビリティを含めた移動実態全体を多面的に把握することが重要となる。

さらに、本市が別途実施を予定しているモビリティ人材・組織育成に関する取組においては、本業務により得られる調査結果及び分析データを活用し、地域の移動課題の可視化、関係者間の合意形成及び今後の実装検討につなげることを想定している。

本業務は、当地域における移動実態を多面的に把握し、既存公共交通、既存の非公共モビリティ及び新たな移動手段の役割分担を整理した上で、当地域の特性を踏まえた移動手段の導入候補、事業化スキーム及び実証実験の企画案を検討するとともに、関連業務において活用可能な成果物を作成することを目的とする。

4 業務責任者等

- (1) 受託者は本業務の遂行にあたって、直接雇用契約関係のある者の中から、業務責任者を定めること。
- (2) 業務責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、業務の実施状況の管理を行うこと。

5 業務の対象区域

別添1のとおり

6 業務の内容

(1) 業務実施計画の作成

受託者は、契約後速やかに本業務実施計画を作成し、業務全体の進め方、作業工程、調査手法、協議方法及び成果品の提出時期等を整理のうえ、委託者に提出すること。

(2) 既存資料等の収集・整理

受託者は、もみじ台地域まちづくり指針、(仮称)土地利用再編方針に係る検討資料、札幌市地域公共交通計画、既往のパーソントリップ調査、地域内の関連事業資料その他本業務に必要な資料を収集・整理し、本業務の前提条件及び検討論点を整理すること。

(3) 既存輸送資源の把握

ア 受託者は、もみじ台地域及びその周辺を対象に、既存の公共交通サービスの交通ネットワーク、停留所、接続状況その他必要な事項を整理すること。

イ 受託者は、上記エリアを対象に、デイサービス、習い事、私立学校、病院、商業施設等の送迎バスその他地域で実際に利用されている既存の非公共モビリティについて、運行主体、運行日、運行時間帯、運行ルート、停留所等を把握すること。

ウ 受託者は、委託者と協議のうえ、バス事業者等が保有するGTFS等の関連データの取得可能性、取得条件及びデータ形式を整理すること。

(4) 地域の課題・ニーズ把握のための基礎調査

ア 受託者は、移動目的ごとの課題及びニーズを把握するための調査設計を行うこと。調査の手法は、「移動需要分析マニュアル」(デジタル庁)を参考としつつ、本業務の目的に応じて必要な調整を行うこと。

イ 調査対象とする移動目的は、通勤、通学、通院、買物、行政・金融手続、余暇・交流、介護・福祉、子どもの送迎、習い事その他日常生活上必要な移動を含むものとする。

ウ 利用交通手段は、公共交通、自家用車、自転車、徒歩、タクシー、家族送迎、既存送迎サービスその他地域における実態を把握できるよう設定すること。

エ 受託者は、アンケート調査、ヒアリング調査その他必要な調査を実施し、居住地、年齢層、免許保有の有無、家族構成等と移動実態との関係が把握できるよう整理すること。特に、市営住宅居住者と戸建住宅居住者の特性差が把握できるよう留意すること。

オ 調査の実施方法は、必要サンプル数を算出した上で、Webフォーム、二次元バーコード付き配布物その他イベント時のヒアリング等地域の実情に応じた手法により行うこととし、必要に応じて重点地区又は重点対象者に対する補足的な調査手法を提案すること。なお、調査の実施にあたっては、調査対象者から必要な承諾を得ること。

(5) オープンデータ等を活用した分析

受託者は、国勢調査、パーソントリップ調査、施設情報等その他利用可能な既存統計及びオープンデータを活用し、人口分布、主要目的地、駅・バス停へのアクセス、移動需要の発生・集中箇所等を把握し、基礎調査で深掘りすべき論点を整理すること。

(6) データ整理・可視化・分析

ア 受託者は、上記調査及び既存データを整理し、公共交通へのアクセス性、主要移動パターン、属性別の移動特性、公共交通と自家用車依存の関係、既存の非公共モビリティの補完機能等を可視化・分析すること。

イ 分析結果は、住民、交通事業者及び行政との議論に活用できるよう、わかりやすい図表及び説明資料として整理すること。

ウ 委託者自身が可視化・分析を行うために、委託者が利用可能なGISデータを納品すること。

エ 国土交通省が整備・公開する3D都市モデルプロジェクト「PLATEAU」のオープンデータ(CityGML・3D Tiles等のデータ形式)を活用し、オープンソースのWebGIS(Re:Earth等)による建物属性情報等と移動実態を重ね合わせた可視化を行うほか、同GISの活用可能性について検討を行うこと。

オ 本業務で作成するデータは、「札幌市オープンデータ推進ガイドライン」に準拠した形式とするほか、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際の条件に従ってオープンデータ化することを想定して、匿名加工等の必要な処理を行うこと。

(7) 国の標準仕様等との接続可能性の整理

受託者は、本業務で取得したバス事業者等のデータについて、モビリティ人材組織育成タイプの事業のプログラム提供者と密に連携や調整を行い、国土交通省提供OSSその他関連ツールで活用できるよう、必要なデータ形式、変換の考え方及び国の標準仕様への準拠可能性を整理すること。あわせて、国土交通省が整備する3D都市モデル「PLATEAU」のデータ(CityGML・3D Tiles等)形式への反映を行うこと。

(8) 新たな移動手段の導入可能性検討

ア 受託者は、上記調査・分析結果を踏まえ、地域において実現可能な新たな移動手段を複数案検討すること。検討対象は、公共ライドシェア、オンデマンド交通、既存送迎の共用・連携型スキームその他地域特性に応じた手法を含むものとする。

イ 受託者は、導入候補ごとに参画可能性のあるサービス事業者候補を抽出するとともに、地域ニーズ、需要の発生・集中、既存施設立地及び事業収益性等を踏まえ、モビリティ拠点候補を整理すること。

ウ 受託者は、導入候補ごとに、既存公共交通との役割分担、既存の非公共モビリティとの連携可能性、運営主体、費用負担、制度上の論点、エリアマネジメント事業との連携可能性及び国の補助事業の活用可能性等を踏まえた事業化スキーム案を作成すること。

エ 受託者は、導入候補の実現に向けた課題を抽出し、実証実験の企画案を作成すること。企画案には、実施目的、対象者、想定エリア、運行イメージ、検証項目、成果指標及び次年度以降の展開の考え方を含めること。

(9) 関連事業との連携及び活用支援

ア 本業務は、国土交通省の令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(モビリティ人材・組織育成タイプ)において採択された連携事業(代表者:アーティサン株式会社)の一環として実施するものである。受託者は、別添資料「応募様式ア(事業概要・体制

図)における『現状調査の発注(経費②)』を担う『コンサルティング事業者』として本業務を遂行する。本業務により得られる調査結果及び分析データは、同プロジェクトで構築されるOSS環境等へと連携され、地域の移動課題の可視化、関係者間の合意形成及び今後の実装検討に活用する。受託者は、モビリティ人材組織育成タイプの事業のプログラム提供者と密に連携や調整を行い中間成果及び最終成果のデータ整理、説明資料の作成その他必要な支援を行うこと。

- イ 受託者は、本業務の成果が、委託者が別途実施を予定する、当地域の土地利用再編の事業化検討等に係る業務及びコミュニティ再生に向けた関連業務、3D都市モデルの整備・活用推進業務において活用できるよう、当該業務の受託者と密に連携や調整を行い中間成果及び最終成果のデータ整理、説明資料の作成その他必要な支援を行うこと。

7 履行期間

契約締結の日から、令和9年1月15日(金)までとする。

8 想定業務スケジュール

	6(1)~(2)	6(3)~(4)	6(5)	6(6)~(7)	6(8)	6(9)
7月	○					○
8月		○				○
9月		○		○		○
10月		○	○	○		○
11月				○		○
12月					○	○
1月					○	○

9 留意すべき事項

- (1) 令和8年度実施予定の土地利用再編検討等に係る業務、コミュニティ再生等に向けた関連業務その他もみじ台地域に係る業務との連携を図り、札幌市と十分な協議を行いながら実施すること。なお、必要に応じて、それら業務の受託者、本業務の受託者及び札幌市との打合せを行うこととする。
- (2) 業務期間中に6回程度の打合せを想定している。(第1回及び成果品納入時には業務責任者が立ち会うこと。)
- (3) 業務スケジュールは、受託者の提案に基づき、業務の効果的かつ効率的な実施に資すると認めるものとする。ただし、1か月に1回以上、委託者へ進捗に関する報告を打合せ、メール又は電話のいずれかの方法により行うこととする。
- (4) 調査の実施に当たっては、回答者及び関係者の負担に配慮するとともに、個人情報その他取扱いに留意すべき情報の適切な管理を徹底すること。
- (5) 本業務の委託料には、受託者の旅費(交通費・宿泊費等)は含まない。本業務の実施に係る旅費については、本事業が国土交通省の補助事業であることを踏まえ、代表者であるアーティサン株式会社に対し、国の基準(国家公務員等の旅費支給規程)に基づく同社指定の上限額の範囲内で、直接実費を請求し精算するものとする。

10 成果品

受託者は業務完了後速やかに、以下の電子データを委託者の指定する方法で提出し、委託者の承諾を得ること。また、成果品提出の際は委託者に対して、業務責任者から成果品の内容について説明を行うほか、成果品の確認において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正等の対応を行うこと。

- (1) 業務内容の検討成果を取りまとめた報告書
- (2) 業務報告書概要版
- (3) 参考資料一式(調査票、ヒアリング項目、集計表、分析図表、説明資料その他業務履行にあたり作成した資料、提供可能参考文献等を全て含む。)

※ファイル形式はGoogle Workspace、JW_CAD(.jww)若しくはAdobe Illustrator等のソフトで編集可能な形式又はPDFとし、これ以外のソフトウェアの利用については、委託者の了承を得ること。

11 業務の一部再委託

受託者は業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。但し、業務の主たる部分の再委託及び総括責任者を協力会社の者とすることは認めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する業者について、事前に書面により委託者の承諾を得ること。また、再委託を行う会社は次の(1)から(5)の要件に適合する者であることを条件とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- (3) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (5) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

ア 役員等(申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど

していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

12 疑義等

本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議の上で定めるものとする。また、本仕様書に定めのない事項でも委託者が業務上必要と認めた場合は、双方協議の上、業務を遂行するものとする。

13 参考

(1) もみじ台地域まちづくり指針

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/momiji/shishinsakutei.html>

(2) もみじ台団地地区計画

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/momiji/chikukeikaku.html>

(3) もみじ台まちづくりニュース

https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/momiji/momiji_news.html

(4) (仮称) もみじ台地域土地利用再編方針

<https://www.city.sapporo.jp/keikaku/kougai/momiji/houshinsakutei.html>

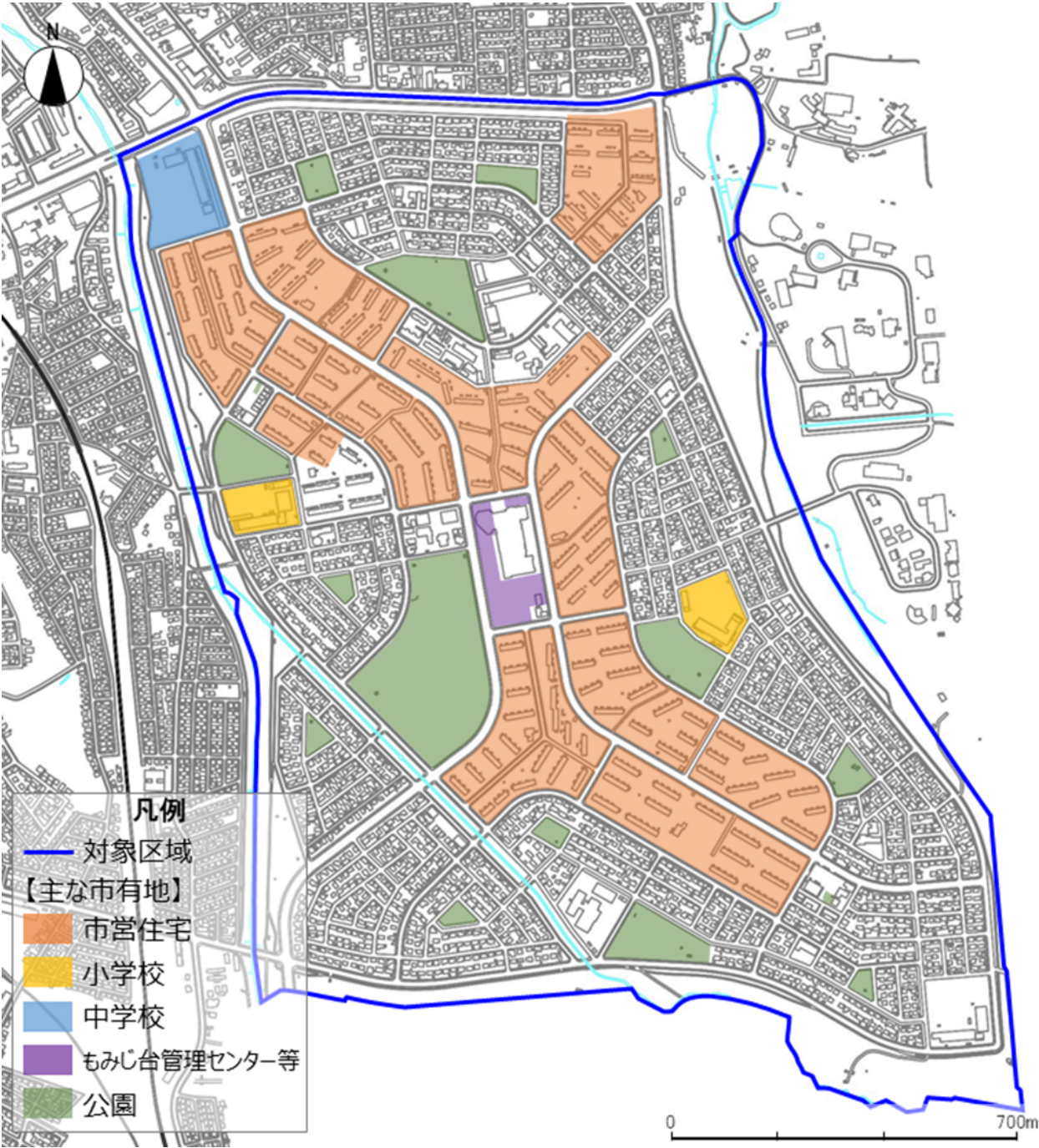
(5) 移動需要分析マニュアル(デジタル庁)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/9f4e70e2-2335-4181-8293-258c12549d31/64f82f0d/20250411_resources_mobility_manual_01.pdf

(6) 3D都市モデル導入のためのガイドブック — 3D都市モデル標準製品仕様書(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/plateaudocument/>

もみじ台地域 配置図



【北海道札幌市】老朽化大規模団地の「エリア内交通空白」を解消する
住民主体のモビリティ導入・EBPM実践人材育成事業

モビリティ人材・組織育成タイプ

応募様式A

事業主体	事業費	事業概要
アーティサン株式会社	事業全体費用：3000万円 補助対象経費：3000万円 ※ 必須要件②「持続的な地域交通の検討に関する費用」の取組	事業対象者 札幌市の公共交通・まちづくり担当者、モデル地区（もみじ台等）の住民代表（まちづくり会議等）、交通事業者（計10名程度） 習得するスキル ▶ ータ分析スキル：市の独自調査データと国土交通省提供OSSを掛け合わせたデータ分析スキル ▶ 課題可視化スキル：OSSを用いて、団地内の「エリア内交通空白」や移動ニーズを可視化・特定するスキル ▶ 合意形成スキル：客観的データに基づき、住民・交通事業者・行政間でモビリティ導入の合意形成を図るコーディネートスキル 人材・組織育成の内容および手法 ▶ 環境構築とマニュアル整備：札幌市が発注する現状調査データ（経費②）を、事業者が構築する国土交通省提供OSSに取り込む。団地特有の交通空白を可視化する分析手順をマニュアル化し、業務の平準化を図る。 ▶ 地域協働ワークショップ（OJT）：有識者等の伴走のもと、市担当者・住民代表・交通事業者による合同OJTを実施。客観的データに基づき、エリア内モビリティのルートや運行ルールの合意形成スキルを共に習得する。 ▶ 自走化認定と完全自立体制の構築：専門家が提供する「自走化認定プログラム」を活用し、受講者のスキル習熟度を客観的に評価。事業終了後も、地域が主体となって交通を維持できる自走体制を定着させる。 ※必須要件費用②を実施
事業実施地域	北海道札幌市（※モデル地区として「もみじ台団地」）	
事業背景・目的	【背景】 札幌市では政令市として大規模な交通政策が推進される一方、個別の地域交通は、まちづくり関連部署が現場で地域住民や交通事業者と個別に合意形成を図りながら進めているのが実態である。市の地域交通計画に掲げる「地域と取り組む移動手段の確保」を実践する最前線において、開発から半世紀が経過した大規模住宅団地での「エリア内交通空白」が深刻化している。この解決には住民・事業者・行政の連携が不可欠だが、客観的データに基づき合意形成を導くノウハウが現場には不足している。 【目的】 住宅団地等での交通実装に豊富な実績を持つ「九州国際大学やアーティサン」等の専門家チームを招聘。市独自の調査データを「国土交通省提供OSS」で可視化し、行政・住民・交通事業者が同じデータを見て議論する実践的ワークショップ（OJT）を実施する。データに基づく合意形成スキルを現場に定着させ、住民主体の団地内モビリティ導入体制を構築する。	

見込まれる事業効果

- ▶ 団地内ファースト/ラストワンマイルの実装：政令市特有のミクロな課題（大規模団地）に対し、独自調査データを合同ワークショップに直結させ、住民主体のモビリティ導入を強力に推進する。
- ▶ 既存公共交通（幹線）との共存：団地内の交通空白を埋め、幹線バス停や駅へ接続するモビリティを整備することで、既存路線の利用者増と地域交通全体の持続可能性向上に寄与する。
- ▶ 全国の政令市・老朽化団地への水平展開：大都市共通の課題である「老朽化団地の交通空白」に対し、本事業で確立する「データに基づく三者協働スキーム」を全国のモデルケースとして広く波及させる。

実施手順

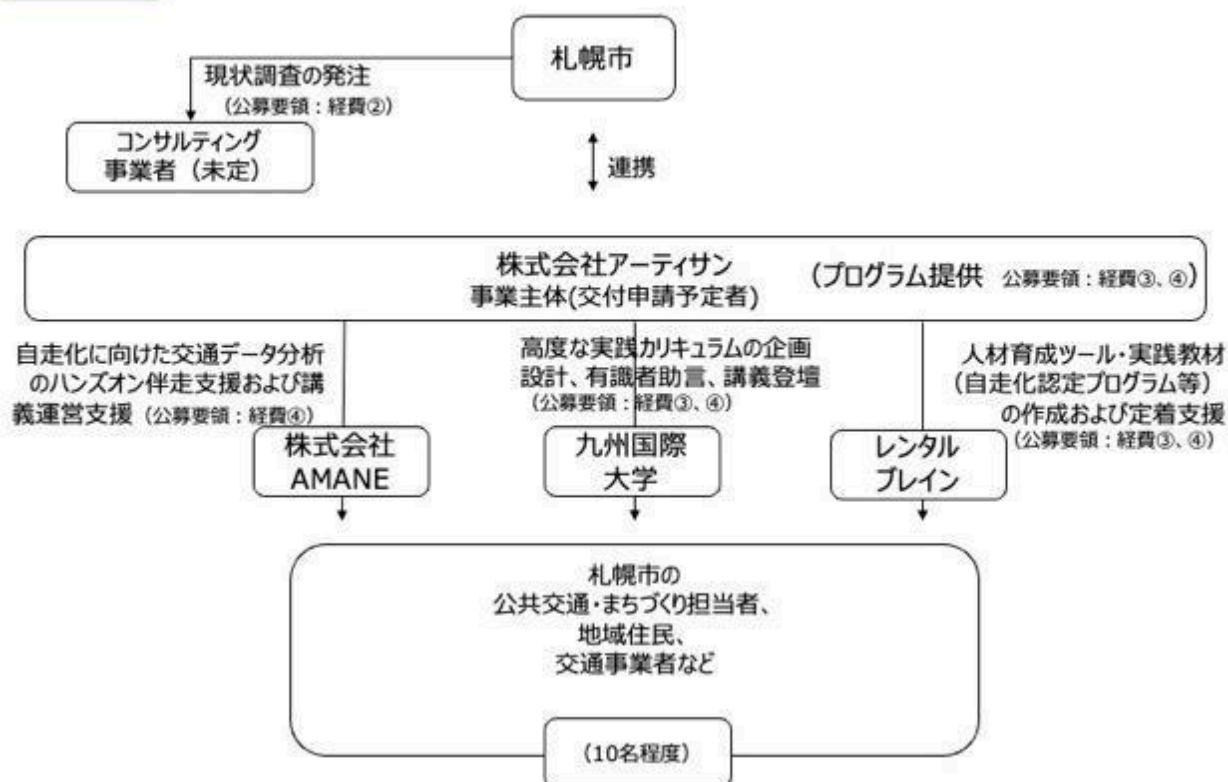
- ▶ 6月～8月：独自調査データとOSSの連携・環境構築および運用マニュアルの策定
- ▶ 8月～11月：専門家の伴走による、実データを用いた交通空白の可視化・分析OJT
- ▶ 12月～1月：住民・交通事業者を交えた合同合意形成ワークショップの実践
- ▶ 2月～：「自走化認定プログラム」の実施と、次年度のモビリティ実装に向けた体制移行

【北海道札幌市】老朽化大規模団地の「エリア内交通空白」を解消する
住民主体のモビリティ導入・EBPM実践人材育成事業

モビリティ人材・組織育成タイプ

応募様式A

事業実施体制



個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

い。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。